

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程等の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項等の一部を改正する要項

制定理由

- ・ 国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部を改正する規程
企画調査室の業務を点検評価室に統合し、点検評価室の名称を企画評価室に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。
- ・ 国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部を改正する要項
社会連携に関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加すること並びに推進本部に置く部門の廃止等に伴い、所要の改正を行うものである。
- ・ 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部を改正する要項
教育に関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加すること等に伴い、所要の改正を行うものである。
- ・ 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部を改正する要項
国際連携及び国際交流に関する中期目標、中期計画並びに年度計画の提案等を業務に追加すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成24年 2 月 1 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成24年 2 月 2 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成24年規程第 3 号

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程（平成18年規程第16号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成24年 2 月 2 日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項（平成22年 3 月 4 日制定）
- (2) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項（平成22年 3 月 4 日制定）
- (3) 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項（平成22年 3 月17日制定）

国立大学法人東京学芸大学点検評価室規程の一部改正について

改正理由：企画調査室の業務を点検評価室に統合し、点検評価室の名称を企画評価室に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
国立大学法人東京学芸大学<u>企画評価室</u>規程 (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、<u>企画評価室</u>を置く。 (業務) 第2条 <u>企画評価室</u>は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 (1) <u>中期目標・中期計画及び年度計画の原案に関すること。</u> (2) 自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること。 (3) 認証評価への対応に関すること。 (4) 法人評価への対応に関すること。 (5) 自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (6) <u>各種データの収集・分析に関すること。</u> (7) <u>その他企画調査及び点検評価に関すること。</u> (組織) 第3条 <u>企画評価室</u>は、次に掲げる室員で組織する。 (1) 学長が指名する<u>副学長又は学長補佐</u> 1名 (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 評価推進室長 2 <u>企画評価室</u>に室長を置き、前項第1号の室員をもって充てる。 (任期) 第4条 前条第1項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、	国立大学法人東京学芸大学<u>点検評価室</u>規程 (設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会（以下「役員会」という。）の下に、<u>点検評価室</u>を置く。 (業務) 第2条 <u>点検評価室</u>は、役員会の求めに応じて、次に掲げる業務を行う。 (1) 自己点検評価の企画・立案及び実施に関すること。 (2) 認証評価への対応に関すること。 (3) 法人評価への対応に関すること。 (4) 自己点検評価、認証評価及び法人評価の評価結果に基づく諸施策の企画・立案に関すること。 (5) <u>その他点検評価に関すること。</u> (組織) 第3条 <u>点検評価室</u>は、次に掲げる室員で組織する。 (1) 学長が指名する学長補佐 1名 (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 評価推進室長 2 <u>点検評価室</u>に室長を置き、前項第1号の室員をもって充てる。 (任期) 第4条 前条第1項第2号の室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただ

欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (実施プロジェクトチーム) 第5条 <u>企画評価室</u>に、本学の自己点検評価の実施並びに認証評価及び法人評価への対応に関し必要な業務を行うため、実施プロジェクトチームを置くことができる。 2 実施プロジェクトチームに関し必要な事項は、学長が定める。 (庶務) 第6条 <u>企画評価室</u>の庶務は、総務部総務課が処理する。 (規程の改廃) 第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第8条 この規程に定めるもののほか、<u>企画評価室</u>の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。 2 <u>国立大学法人東京学芸大学企画調査室規程（平成16年規程第36号）は、廃止する。</u>	し、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (実施プロジェクトチーム) 第5条 <u>点検評価室</u>に、本学の自己点検評価の実施並びに認証評価及び法人評価への対応に関し必要な業務を行うため、実施プロジェクトチームを置くことができる。 2 実施プロジェクトチームに関し必要な事項は、学長が定める。 (庶務) 第6条 <u>点検評価室</u>の庶務は、総務部総務課が処理する。 (規程の改廃) 第7条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第8条 この規程に定めるもののほか、<u>点検評価室</u>の運営について必要な事項は、役員会の議を経て学長が定める。 〔省略〕
--	--

国立大学法人東京学芸大学社会連携推進本部要項の一部改正について

改正理由：社会連携に関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加すること並びに推進本部に置く部門の廃止等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、社会連携推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学の<u>社会連携活動及び社会貢献活動の全体を統括し、推進することを目的とする。</u> (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 社会連携及び社会貢献に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案</u> <u>(2) 社会連携及び社会貢献に関する次期中期目標並びに中期計画の提案</u> <u>(3) 産学連携事業の推進</u> <u>(4) 地域連携事業の推進</u> <u>(5) 生涯学習事業の推進</u> <u>(6) 受託研究及び共同研究の受入</u> (7) その他社会連携<u>及び社会貢献</u>を推進するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長 1名	(設置) 第1条 国立大学法人東京学芸大学役員会の下に、社会連携推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における<u>産学連携活動及び地域連携活動を推進することにより、本学の教育研究活動の発展と社会貢献に寄与することを目的とする。</u> (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 産学連携に係る基本方針に関する業務</u> <u>(2) 民間等との共同研究・事業等の推進に関する業務</u> <u>(3) 受託研究の受入れの推進に関する業務</u> <u>(4) 産学連携に係る関係委員会等との連絡調整に関する業務</u> <u>(5) 地域連携事業の企画・立案及び連絡調整に関する業務</u> <u>(6) 人材育成事業及び生涯学習事業の企画・立案及び連絡調整に関する業務</u> (7) その他社会連携を推進するために必要な業務 (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事、<u>副学長又は事務局長</u> 1名

<u>(2) 学長が指名する副学長又は学長補佐 1名</u> <u>(3) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(4) 広報連携課長</u> 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 (任期) 第5条 前条第1項<u>第3号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>(プロジェクト)</u> 第6条 推進本部に、プロジェクトを置くことができる。 2 <u>プロジェクトに主査を置き、本部長が指名する。</u> 3 <u>主査は、プロジェクトの業務を総括する。</u> 4 <u>前3項に定めるもののほか、プロジェクトの設置等に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。</u> <u>(本部員以外の者の出席)</u>	<u>(2) 学長が委嘱する教員 若干名</u> <u>(3) 広報連携課長</u> <u>(4) 財務課長</u> <u>(5) 学務課長</u> 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は前項第1号の本部員をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3 本部長は、推進本部の業務を総括する。 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。 (任期) 第5条 前条第1項<u>第2号</u>の本部員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 <u>(部門)</u> 第6条 推進本部に次の部門を置く。 <u>(1) 産学連携推進部門</u> <u>(2) 地域連携推進部門</u> <u>(3) TSTEP(Tokyo Gakugei University Sustainable Tokyo East Project)推進部門</u> 2 <u>部門の委員は、本部員のうちから本部長が指名する。ただし、本部長が特に必要と認めた場合には、本部員以外から指名することができるものとする。</u> 3 <u>部門に部門長を置き、第4条第1項の本部員のうちから学長が指名する。</u> 4 <u>部門長は、部門を総括する。</u> 5 <u>前各項に定めるもののほか、部門に関し必要な事項は、推進本部が定める。</u> (庶務)
--	---

<u>第7条</u> 推進本部は、必要に応じて本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。 (庶務) <u>第8条</u> 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部広報連携課が処理する。 (要項の改廃) <u>第9条</u> この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) <u>第10条</u> この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成24年4月1日から施行する。</u>	<u>第7条</u> 推進本部の庶務は、関係部課等の協力を得て総務部広報連携課が処理する。 (要項の改廃) <u>第8条</u> この要項の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) <u>第9条</u> この要項に定めるもののほか、推進本部の運営等に関し必要な事項は、推進本部が定める。 〔省略〕
---	--

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：教育に関する中期目標、中期計画及び年度計画の提案等を業務に追加すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (業務) 第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 教育活動に関する年度計画の推進及び次年度計画の提案</u> <u>(2) 教育活動に関する次期中期目標及び中期計画の提案</u> <u>(3) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案に関する業務</u> <u>(4) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務</u> <u>(5) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務</u> <u>(6) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務</u> <u>(7) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務</u> <u>(8) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成24年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (業務) 第3条 前条の目的を達成するために、推進本部は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 教員養成カリキュラムの検証及び充実・強化施策の立案に関する業務</u> <u>(2) 教員養成に関わる教育組織及び支援体制の検証並びに充実・強化施策の立案に関する業務</u> <u>(3) 教員養成に関する法制度改正への対応に関する基本方針の策定に関する業務</u> <u>(4) カリキュラム改訂及び課程認定申請等に関する基本方針の策定に関する業務</u> <u>(5) 教員養成における教育委員会等との連携協力に関する施策の立案に関する業務</u> <u>(6) その他教員養成カリキュラムの改革に必要な業務</u> 〔省略〕

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由：国際連携及び国際交流に関する中期目標、中期計画並びに年度計画の提案等を業務に追加すること等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の<u>国際連携</u>及び国際交流事業を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 国際連携及び国際交流に関する年度計画の推進並びに次年度計画の提案</u> <u>(2) 国際連携及び国際交流に関する次期中期目標並びに中期計画の提案</u> <u>(3) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務</u> <u>(4) 大学間交流協定の基本方針に関する業務</u> <u>(5) 留学生交流の基本方針に関する業務</u> <u>(6) その他国際戦略の推進のために必要な業務</u> (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>学長が指名する理事又は副学長 1名</u> (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 国際課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は<u>前項第1号の本部員</u>をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3～4 省略 〔省略〕	〔省略〕 (目的) 第2条 推進本部は、東京学芸大学（以下「本学」という。）の<u>国際活動</u>及び国際交流事業を戦略的に推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。 (業務) 第3条 推進本部は、次に掲げる業務を行う。 <u>(1) 国際戦略の企画・立案及びその実施に関する業務</u> <u>(2) 大学間交流協定の基本方針に関する業務</u> <u>(3) 留学生交流の基本方針に関する業務</u> <u>(4) その他国際戦略の推進のために必要な業務</u> (組織) 第4条 推進本部は、次に掲げる本部員で組織する。 (1) <u>理事（教育等担当）</u> (2) 学長が委嘱する教員 若干名 (3) 国際課長 2 推進本部に本部長及び副本部長を置き、本部長は<u>理事（教育等担当）</u>をもって充て、副本部長は本部長が指名する。 3～4 省略 〔省略〕

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。